

令和 8(2026)年度

総合型選抜

(外国高等学校出身者及び帰国生徒)

入学試験問題

法学部

法学科

小論文 10:00～11:30(日本語)

令和 8 (2026)年度学習院大学 総合型選抜（外国高等学校出身者及び帰国生徒）

※太線わく内は必ず記入してください。

志望学部	法学部	志望学科	法学科	受験番号		氏名	カナ 漢字	
試験科目	小論文			備考	問題		採点欄	

文章①は、2025（令和 7）年 2 月 21 日、環境省が、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）の一部を改正する法律案について報道発表した文章の一節である。この法律案が策定される過程で、専門家を集めた「鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会」が環境省に設置され、法改正の基本的方針を取りまとめた。その一部が、文章②である。そして、文章②について、環境省は広く国民から意見を募集したところ、299 名の個人・団体から 389 件の意見・情報が提出された。環境省は、それらの意見・情報を整理要約し、これに対して回答を述べた。それらの提出意見と回答の一部をまとめたものが文章③である。これらの各文章を読んで、下記の設問に答えなさい。なお文章①～③はいずれも一部改変している。

文章① 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について」

「法改正の背景 近年、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没し、人身被害が発生するなど、生活環境の保全上の支障が生じる事例が増加しており、とりわけ令和 5 年度には、クマによる人身被害の件数が過去最多となりました。現行の鳥獣保護管理法は、住居集合地域等における銃猟、人や建物等に向かってする銃猟等を禁止していますが、出没したクマ等が建物に立てこもるなど膠着状態にある場合において、予防的で迅速な対応が求められています。

本法律案は、このような背景を踏まえ、クマ等の銃猟に関する制度を見直し、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とするものです。

法律案の概要 クマ等が人の日常生活圏に侵入し、クマ等による人の生命又は身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ等の捕獲等を行うことが困難であり、避難等によって地域住民に弾丸が到達するおそれがない場合において、市町村長が、クマ等の銃猟を捕獲者に委託して実施させること（緊急銃猟）ができるものとします。」

文章② 「鳥獣保護管理法第 38 条の改正に関する対応方針（案）」

「3. 対応方針

（1）鳥獣保護管理法の改正

○ 課題に対応するため、下記の鳥獣保護管理法の改正を行う。

・大型獣による人身被害のおそれが現に生じている状況において、緊急的に住宅集合地域等における銃猟を特例的に実施可能とする（第 38 条第 2 項及び第 3 項関係）

・建物等に向かって行われる銃猟のうち、建物内にクマ類が入り込んだ場合に、一定の条件を満たす形で当該鳥獣に対して行う銃猟（麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等を含む。）を実施可能とする（第 38 条第 3 項及び第 38 条の 2 関係）

○ 改正にあたっては、下記の点を踏まえる必要がある。

〈銃猟に伴う捕獲関係者及び住民等の生命又は身体への危険の管理の方法〉

・捕獲関係者の安全が確保されるよう、必要な措置を講じること。具体的には次のとおり。

1）対象鳥獣との距離

対象鳥獣との必要な距離及び回避場所を確保すること。特に、クマ類の場合には、一見動きを見せない場合（建物等にうづくまっている状況や銃猟後、麻酔投薬後を想定）であっても、その後急に動き出すおそれがあることに注意すること。

2）捕獲関係者の装備

ヘルメット、盾、クマ対策スプレー、クマ対策花火等、必要な装備を配備するよう努めること。また、捕獲関係者間で必要な情報共有を行うため、無線機を配備すること。

3）関係者による捕獲者のサポート

現場では、銃器を使用する者が対象鳥獣の捕獲に集中できるよう、都道府県、市町村、警察がサポートすること。

4）捕獲関係者の研修や事前の説明等

銃猟を行う機会や行える場所について共通の認識を持つこと。また、対象鳥獣の生態、習性、性質や関係法令、捕獲手法、出沒対応の方針等の必要な知識が得られるよう、十分な研修等を定期的に行うよう努めること。

文章③ 「御意見の概要及びその対応について」

意見番号	意見の概要	回答
(1)	車両からの発射は、建物内からの発射と同様に、捕獲者や捕獲関係者の安全性を高める効果が期待できます。	御意見を踏まえ、対応方針案に「建物外であっても住居等に隣接し、衰弱しうずくまっているような状況と判断できれば、建物内外等から麻酔銃を用いて不動化することで対応できる場合も考えられる。（作業者の安全のため、建物内や車両から外に向かった発砲を想定）」のとおり追記します。
(2)	捕獲関係者の装備の一つとして、車を有効に活用することも検討してほしい。	御意見を踏まえ、対応方針案に「ヘルメット、盾、クマ対策スプレー、クマ対策花火、車両等、必要な装備を配備するよう努めること。」のとおり追記します。
(3)	クマ類が人里に出沒しても可能な限り捕殺しないで山に返すべきである。	本対応方針は、鳥獣保護管理法第38条で禁止されている住居集合地域等における銃猟の規制の在り方について検討を行うものであり、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
(4)	クマが人里に出沒しないよう生息環境を改善すべきである。	本対応方針は、鳥獣保護管理法第38条で禁止されている住居集合地域等における銃猟の規制の在り方について検討を行うものであり、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

出典：環境省／鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について（報道発表／2025年2月21日付）より

- 設問 1. 文章③の意見番号（2）の意見が、採用されることになった理由は何か。各自、考えられる理由を推測して論じなさい。
- 設問 2. 文章③の意見番号（4）に対する回答は、適切な回答となっているか。各自、自由に論じなさい。その際、適切又は適切でないとする理由を具体的に述べなさい。
- 設問 3. 文章③の意見番号（3）の意見に対する自身の考えを自由に論じなさい。特に、山に戻ったクマ類が再度人間の日常生活圏に出現し人間を殺傷した事例があることを踏まえたとき、結論が変わるかどうか留意しながら、論じなさい。

参考 令和7年改正前の鳥獣保護管理法 38 条
(銃猟の制限)

- 第 38 条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。
- 2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻酔銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。
- 3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

出典：出典：e-Govポータル 鳥獣保護管理法 第38条の改正に関する対応方針（案）より
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/policy.pdf>

令和8(2026)年度学習院大学 総合型選抜（外国高等学校出身者及び帰国生徒）

※太線わく内は必ず記入してください。

志望学部	法学部	志望学科	法学科	受験番号		氏名	カナ 漢字	
試験科目	小論文			備考	解答用紙		採点欄	

5

10

15

20

25

30